

障害年金の支給審査にばらつきが出る一因に挙げられるのが、精神障害などでは認定医の主観によって判定が左右されかねない点だ。障害年金の受給者は年々増えており、うつ病など精神疾患にかかる人の増加が背景にあるとみられている。年金の審査では、障害の種別ごとに認定基準がある。例えば手足の欠損などでは状態が変わら

## 医師の主観で左右

ず、外見的に基準に沿った判断がしやすい。しかし精神、知的障害、難病や内臓疾患に伴う身体障害では、医師によって障害の重さの判断が分かれることが珍しくない。審査のばらつきで年金を受け取れていないのは、こうしたケースが多いとみられる。もう一つ問題になるのが「初診日」の認定だ。障害年金は、その障害で

## 初診日認定も裁量余地

初めて医療機関にかかった日をカルテなどで証明しないと受け取れない。だが、年金を受け取れることに気付かないまま、何年もたってから申請する人も多い。カルテが保管されていないなどの理由で初診日を証明できない場合は、他の資料で総合的に判断することになるため、日本年金機構の担当者の裁量が入り込む余地がある。

## 不透明な実態 早急に調査を

解説

障害年金については、日本年金機構(旧社会保険庁)によるデータの収集と開示が不十分で、実態が不透明な状況が続いている。年金機構の本部が一括で審査している障害

障害年金について

厚生年金と異なり、障害基礎年金では地域によって審査にばらつきがあると、社保庁の時代から指摘されていた。厚生労働省も問題を認識していたが、放置してきた。障害年金を既に受給している人が「障害の重さは変わっていないのに、更新時に減額や

支給停止にされた」との訴えも相次いでいる。だが年金機構では、更新時の決定についてデータを集計していない事務センターが大半だという。これでは判定の妥当性を検証しようがない。今回、不支給割合が低いことが明らかになった都道府県でも、問

題がないとは言いきれない。例えば、障害が軽そうに見える人の申請を受け付けず、門前払いにしていれば見かけの数値は下がる。しかし、それはそれで重大な権利侵害だ。厚生労働省と年金機構は、不支給割合の格差の原因を早急に調べるべきだ。